

第一部

副籍交流の充実のために

第一部では、副籍交流をより充実させるために過去に実施した調査結果の概要と、調査結果に基づき今後の副籍交流の充実につなげるためのポイントをまとめました。

○ 副籍交流の充実に向けたアンケート調査の結果の概要と結果を踏まえた対応

副籍制度の改善に向けた今後の方向性と具体的な方策を明らかにするために、都立特別支援学校

及び地域指定校の保護者・教員を対象に、アンケート調査を実施しました。

1 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

副籍制度に基づく交流活動に関し、今後の更なる充実の有効と考えられる実践を明らかにするとともに、その実践等を都立特別支援学校及び区市町村教育委員会に情報提供することを通じて、副籍制度に基づく交流活動の充実を推進することを目的に調査を行いました。

(2) 対象及び回答数

- ・ 特別支援学校保護者 2,536
 - ・ 特別支援学校教員 940
 - ・ 地域指定校保護者 13,868
 - ・ 地域指定校教員 1,699
- 回答数合計 19,043

(3) 期間及び方法

- ・ 令和4年12月23日（金）から令和5年1月20日（金）まで
- ・ Web アンケートによる

2 アンケート調査の結果の概要

(1) 交流活動による変容

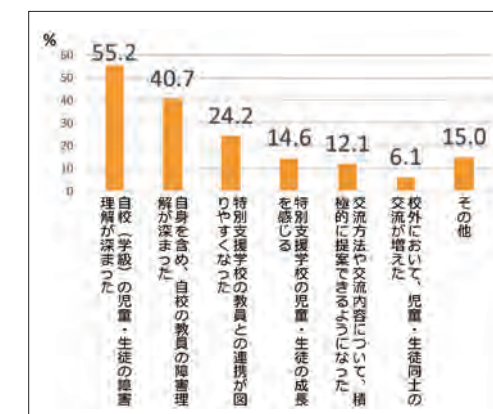
- ・ 交流を通して地域指定校の約半数の児童・生徒及び教職員の障害理解が深まっていることが分かりました。

(2) 交流活動の充実

- ・ 6割を超える特別支援学校の保護者が交流に満足しているが、課題として、年度当初からの交流の実施や交流回数の増加を望む意見がありました。
- ・ 交流の充実に向けては、学部や学年に応じた交流方法やオンラインを活用した交流の充実を求める意見がありました。

(3) 交流の認知状況

- ・ 地域指定校の保護者の半数以上が副籍交流についてよく知っていないという状況が明らかになりました。



地域指定校教員を対象とした「交流活動による変容」調査結果

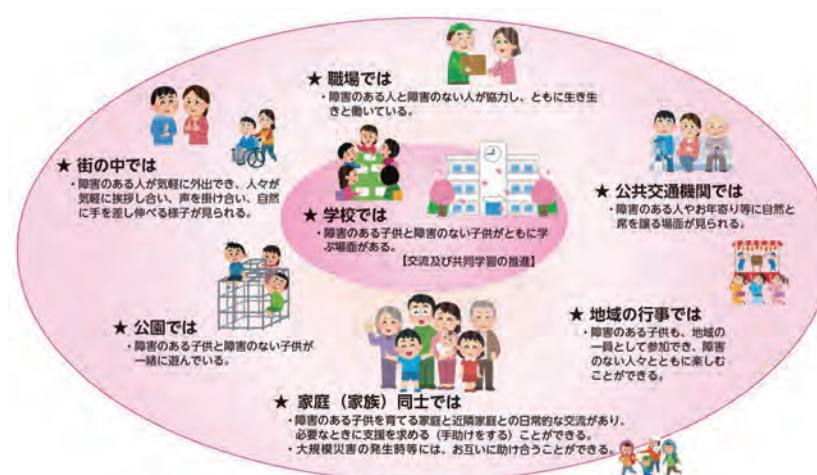


特別支援学校保護者を対象とした「交流内容等に希望する条件」調査結果

3 アンケート調査の結果を踏まえた対応

(1) 副籍交流の充実に向けた指針

- ・ 平成26年3月にまとめた「副籍ガイドブック」の内容に、アンケート調査の結果を反映させた「副籍ガイドブック（改訂版）」を作成しました。改訂版のガイドブックでは、副籍制度の基本的な理念や、副籍制度に関わる人々に求められる役割をまとめ、副籍制度に対する理解啓発の強化を図りました。
- 6 ページ参照



「副籍ガイドブック（改訂版）」（令和6年2月 東京都教育委員会）より

(2) 交流活動の更なる充実に向けて

- ・ 交流活動の更なる充実を図る事例を「副籍交流事例集」にまとめ、都立特別支援学校及び区市町村教育委員会等に周知します。

【副籍交流事例集の主な内容と掲載ページ】

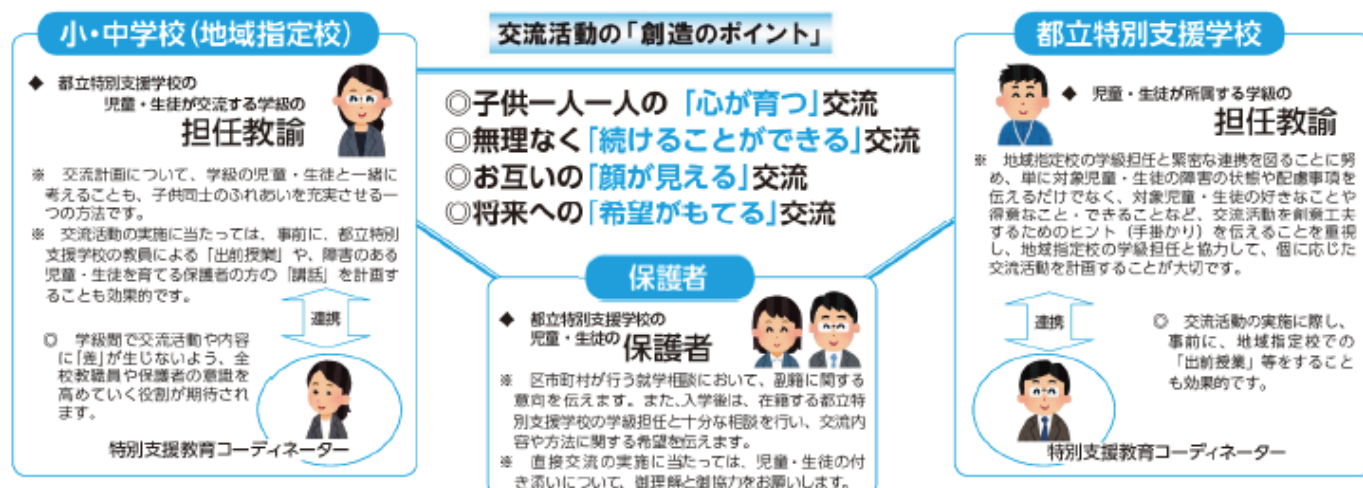
- ① 早期から交流の開始を実現し、交流の質や回数を充実させた事例 → 8、16、17 ページ参照
- ② 発展的な交流を実施するとともに、保護者の理解啓発を充実させた事例 → 12 ページ参照
- ③ オンラインを活用した交流の事例 → 10 ページ参照
- ④ 特別支援学級の児童・生徒との交流から始めた事例 → 14 ページ参照
- ⑤ 地域指定校からの働き掛けによる交流充実のアイデア → 19、22 ページ参照
- ⑥ 特別支援学校からの働き掛けによる交流充実のアイデア → 18、20 ページ参照
- ⑦ 地域と連携した交流充実のアイデア → 21 ページ参照

○ 副籍制度に基づく交流活動の充実（制度の解説）

副籍制度 とは、「都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る取組」のことです。

副籍制度に基づく交流活動 には、当該児童・生徒が地域指定校の授業や学校行事に参加する「直接的な交流」と、学校便りや学級便りの交換等を中心とした「間接的な交流」があります。

直接的な交流の例	間接的な交流の例
・合奏を主とした音楽科の授業への参加 ・お楽しみ会などの学級活動への参加 ・帰りの会において、一日の活動の様子をオンラインで報告	・都立特別支援学校の学校便りや学年便り等の小・中学校での掲示 ・ビデオレターの交換 ・作品交流



主な副籍交流 Q & A

- Q** 就学相談のときには、まだ副籍の利用について決められないと保護者が考えている場合はどのようにしたらよいですか。
- A** 区市町村教育委員会は継続して相談をしますが、入学直前まで決まらなかった場合は、入学後は都立特別支援学校が相談を引き継ぎます。保護者の意向が確認できた時点で区市町村教育委員会に通知し、地域指定校の決定手続きを進めます。
- Q** 都立特別支援学校の児童・生徒が、直接的な交流として地域指定校の授業に参加する場合の標準的な時数はありますか。
- A** 在籍校はあくまでも都立特別支援学校です。在籍校での教育課程の実施に支障のない範囲で計画・実施する必要があります。
- Q** 特別支援学級での交流を希望しています。通学区域外ですが、地域指定校として希望できますか。
- A** 児童・生徒の障害の状態等によっては、特別支援学級での交流が有効な場合も考えられます。ただし、特別支援学級の状況によっては、交流を受け入れることが難しい場合もあります。区市町村教育委員会に希望を伝え、御相談ください。

副籍制度に基づく交流活動の基本的な考え方

直接的な交流においても、間接的な交流においても、交流活動はその深度と密度が大事です。互いに「会ってみたい」という思いが自然に醸成されるような活動を創意工夫しましょう。「児童・生徒が直接にふれあう機会を大切に」という考え方に基づき、直接的な交流の機会を充実させながらも、直接会えない場合でも、交流活動の充実に向けてそれぞれがアイデアを出し合い、工夫することが求められています。

「副籍ガイドブック（改訂版）」（令和6年2月 東京都教育委員会）より